

寺院の適切な管理運営について

▷ 寺院解散 ③

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（平成30年4月号）より、寺院の運営に直接関わる「願記等」の取り扱いについて掲載しております。

今号は引き続き、寺院解散の手続きについて掲載いたします。

▽ 寺院における解散手続きについて

寺院における解散手続きを行うにあたり、あらかじめ所属するご門徒に対し、理解を求めするための機会（説明会等）を設けることが必要となります。

寺院解散について、ご門徒の同意が得られた場合には、解散後のご門徒の所属寺院を個別に確認する他、残余財産は寺則に基づき選定された者に帰属することとなること等の説明を行います。

また、財産関係の整理（清算）を行う清算人の選任について、住職（住職代務）の考えを示します。

〔註〕 清算人は、原則として代表役員又は代表役員代務者が選任されますが、それ以外の者を選任することができません。

〈参考…宗教法人法〉

第49条 宗教法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときは、規則に別段の定めがある場合及び解散に際し代表役員又はその代務者以外の者を清算人を選任した場合を除くほか、代表役員又はその代務者が清算人となる。

その後、必要となる寺院における解散手続きは、以下の通りです。

1. 門徒総代への諮問^{しもん}

以下の事項について、門徒総代の同意を得ます。

- (1) 寺院を解散することについて
- (2) 門徒の帰属先について
- (3) 残余財産の帰属先について
 - ① 特別財産中、本尊^{ほんぞん}の帰属先について
 - ② 特別財産中、影像^{えいざう}その他礼拝^{らいはい}の対象となる有体物の帰属先について
 - ③ 法物^{ほうもつ}その他の寺有財産の処分について
 - (4) 清算人の選任について

2. 責任役員会での議決

門徒総代の同意を得た以下の事項について、責任役員会で議決します。

- (1) 寺院を解散することについて
- (2) 門徒の帰属先について
- (3) 残余財産の帰属先について

- ① 特別財産中、本尊の帰属先について
- ② 特別財産中、影像その他礼拝の対象となる有体物の帰属先について
- ③ 法物その他の寺有財産の処分について

(4) 清算人の選任について

3. 公告の実施

門徒その他の利害関係人に対し、責任役員会における意思決定に意見があれば、公告終了日より2か月以内に申し述べるべき旨の公告^{きんこ}をします。

なお、門徒その他の利害関係人より意見があれば、その意見を十分に考慮して、手続きを進めるかどうか再検討する必要があります。

4. 「寺院解散承認申請書」の作成

公告終了後2か月を経過した後、宗派（総長）への「寺院解散承認申請書」を作成し、申請します。作成方法の詳細については、次号掲載いたします。

〈ご参考〉「法物承継システム」について

一般寺院における相互扶助（みじよ）の一環として、解散する寺院の本尊・御影（ごえい）等を宗派が一旦預かり、災害等により法物を必要とする寺院又は新たに設立された寺院に承継することを目的とした「法物承継システム」の制度があります。

法物承継システムへの本尊・御影等の登録を希望する場合には、事前に寺院活動支援部〈一般寺院担当〉にお問い合わせください。

なお、詳細については、『宗報』連絡のコーナー又は宗派ホームページをご参照ください。